

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、年間を通じて新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の抑制の中、推移いたしました。変異種の発生や感染再拡大の懸念などもあり、依然として厳しい状況が続くと見込まれます。

そのような状況の中、暗号資産市場は2020年10月頃よりBTCをはじめとした各暗号資産の価格が上昇し始め、当事業年度末までには大幅な上昇を遂げたことにより、取引高が大幅増加となりました。

サービス面において、新規に3通貨（BAT・IOST・ENJIN）の取扱いを開始し合計15通貨の取扱いとなったこと、またCM等のマーケティング活動の実施及び相場の盛り上がりによるアプリダウンロード数及び本人確認数が大幅に増加したことも取引高が増加する要因となりました。さらには、2021年3月にCoincheck NFT（β版）の取扱いを開始し、好調な滑り出しを見せております。

この結果、営業収益は20,825百万円（前事業年度営業収益3,814百万円）、経常利益13,859百万円（前事業年度経常利益340百万円）、当期純利益10,305百万円（前事業年度当期純利益285百万円）となりました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

	第6期 2018年3月期	第7期 2019年3月期	第8期 2020年3月期	第9期 (当事業年度) 2021年3月期
営業収益 (百万円)	62,604	2,115	3,814	20,825
経常利益 (百万円)	53,626	△2,640	340	13,859
当期純利益 (百万円)	4,388	△2,743	285	10,305
1株当たり 当期純利益 (円)	2,472.02	△1,545.53	160.69	5,783.43
総資産 (百万円)	166,448	72,834	75,678	485,777
純資産 (百万円)	4,929	2,540	2,827	13,150
1株当たり 純資産 (円)	2,776.62	1,231.10	1,387.91	7,165.17

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はマネックスグループ株式会社であり、親会社との主な取引は、経営管理料の支払であります。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

2. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定め、本基本方針に従って運用を行っております。また、2021年2月15日開催の取締役会にて、本基本方針を一部改定しております。主な改定内容は、当社が子会社を有することとなったため改定するものであります。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。尚、取締役、執行役員及び専門役員を総称して「取締役等」といいます。

①取締役等及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) 会社法が定める内部統制システムの構築に関する取締役（会）の役割

- ・ 取締役は、他の取締役等の職務の執行の適合性につき監視し、取締役会を通じて必要な監督を行う。
- ・ 取締役は、取締役等及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための内部統制システムを構築し、法令定款遵守の体制の確立に努める。

(ii) 会社法が定める内部統制システムの構築に関する監査役（会）の役割

- ・ 監査役は、法令並びに規程に定められた権限を行使し、取締役等の職務の執行を監査する。
- ・ 監査役は、取締役等の職務の適合性を確保するための内部統制システムの運用について監査する。

(iii) 企業倫理の確立と法令遵守体制の整備

- ・ 取締役等及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の基礎として、個々の取締役、監査役、執行役員、専門役員及び従業員（当社及び子会社を含め、以下「役職員」と総称する。）が遵守すべき企業倫理にかかる基本的な考え方や行動指針を定める。
- ・ 当社において、社長執行役員及びその他の執行役員が出席するコンプライアンス委員会を毎月開催し、法令の遵守状況の確認を行い、重大なコンプライアンス違反が発生したときは、情報開示等について適時適切に対応するものとする。

(iv) 内部監査部門の設置

- ・ 役職員の適切な職務執行を確保するため、各社の業務内容・規模に応じ、取締役（会）は、各取締役等並びに各部門から独立した内部監査部門として内部監査室を設置し、直轄することにより、実効性のある内部監査体制の構築を行う。
- ・ 内部監査室は、事業年度ごとに内部監査計画を策定し、監査計画及び実施計画書に従い実施し、監査結果を取締役（会）に提出するものとする。

(v) 内部通報制度の整備

- ・ 法令遵守上疑義のある役職員の行為等についての早期発見及び是正を図ることを目的として、通報受領者（社外に指定する弁護士等）に役職員が直接情報提供を行う内部通報制度を整備する。

- ②取締役等の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (i)情報の保存・管理
- ・役職員の職務の執行にかかる情報については、文書その他の情報の取扱いにかかる規程に従い適切に保存・管理を行う。
 - ・子会社の取締役の職務の執行にかかる事項の当社への報告については、子会社の定めるところに従い、適切に報告を行う。
- ③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (i)各種リスクの管理
- ・当社において、当社及び子会社のリスク管理の基本方針および体制にかかる規程を定める。
 - ・当社において、当社及び子会社の損失の危険の管理に関し、リスク分類毎に各統括部署がリスクの管理を行い、各統括部署の長が定期的にリスク委員会に報告する。リスク管理統括責任者はリスク評価結果を定期的に取締役会に報告し、取締役会が確認することによりリスクの管理を行う。
- ④当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i)組織関連規程の整備
- ・役職員の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、（子会社においてはその自律性を尊重しつつ、）職務権限、業務分掌及び決裁権限にかかる規程を定める。
- ⑤その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i)子会社及び関連会社の管理体制の整備
- ・子会社及び関連会社の業務の適正を確保するための規程を定め、子会社及び関連会社の業務の総合的管理・指導にあたる適正な人員配置を行う。
 - ・子会社についての担当取締役もしくは担当執行役員を定めた場合、担当取締役は担当する子会社の業務執行状況の監督その他必要に応じた指導を行い、当該担当執行役員は当該子会社の業務の適正を確保するための体制整備を実施し、業務の適正を確保する。
- (ii)子会社に対する検査権・監査権の確保
- ・各社の業務内容や規模に応じ、子会社の業務の適正を確保するための規程を定め、子会社の業務について、適切な機関が内部監査を実施する体制を構築するよう指導し、必要に応じて直接検査・監査を実施する。
- (iii)共通の各種基本方針の策定
- ・子会社においても、本基本方針の趣旨を適切に反映した各種基本方針等を策定するよう指導する。
- (iv)内部通報制度の整備
- ・子会社においても、当社に準じて内部通報制度を整備するよう指導する。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する

る事項

(i) 監査補助者の選任

- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「監査補助者」という。）を必要とする場合に備え、取締役会は監査役の意見を聴いた上で、あらかじめ監査補助者となるべき使用人を選任することができる。監査役は、必要と認めるときはいつでも、当該使用人を監査補助者として監査役の職務を補助させることができる。

(ii) 監査役への報告

- ・ 監査補助者は、監査補助業務に関して監査役に対して報告を行う。

⑦前号の使用人の取締役等からの独立性に関する事項

(i) 監査補助者の人事上の独立性

- ・ 監査補助者による監査補助業務の遂行に影響を及ぼし、又は支障となる可能性がある人事上の措置に関する事項は、監査役の同意をあらかじめ得た上で、取締役会において決定する。

(ii) 監査補助業務の指揮命令系統の独立性

- ・ 監査補助者は、監査補助業務の遂行にあたっては、監査役の指揮命令を受け、報告を行うものとし、取締役等に対してはこれらの義務を負わない。

⑧監査役の第6号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(i) 人員の配置

- ・ 監査補助者につき、監査役の指示を実効的に遂行するために必要な知識・能力を備えた人員を配置する。

⑨取締役等及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(i) 取締役等及び使用人が監査役に報告をするための体制

- ・ 役職員は、以下の場合には直ちに監査役に対して報告を行う。
 - イ. 重大な法令及び定款違反又は不正行為を発見した場合
 - ロ. 当社又は当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合
 - ハ. 内部統制システムの体制、運用等に関する重大な欠陥及び問題を発見した場合
- ・ 役職員は、上記以外についても、監査役からの求めがある場合には監査役に対して報告を行わなければならない。

⑩前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(i) 規程の整備

- ・ 内部相談・通報に関する規程を設け、前号の報告をしたことによる不利な取扱いを受けないことを確保する。

⑪監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(i) 予算の確保

- ・ 当社は、監査役の職務の執行に必要な予算を確保するとともに、監査役の職務の執行を妨げないよう、予算外の費用が必要となった場合においても、これを適切に処理する。

(ii) 専門家の利用

- ・ 監査役は、当社の費用において、その職務を執行するために必要な外部のアドバイザー、弁護士、その他専門家を利用できるものとする。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(i) 監査役による監査の実効性を確保するための体制の整備

- ・ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役に対する役職員の報告義務、その他協力義務に関する規程を定める。
- ・ 監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するため必要と認める会議に出席できる。
- ・ 監査役の監査の実効性を高めることを目的として、監査役が代表取締役その他の役職員と定期的及び適宜、意見交換を行うことができる体制を整備する。

⑬ 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

(i) 財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制

- ・ 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告にかかる内部統制の体制を整備する。

(ii) 取締役会の任務及び責任

- ・ 取締役会は、財務報告にかかる内部統制の体制整備・運用に関して監督責任を有し、その整備・運用状況を監視する。

(iii) 体制整備・運用の状況の評価

- ・ 財務報告にかかる内部統制の体制整備・運用の状況を確認するための仕組みを整備する。

⑭ 反社会的勢力の排除に向けた体制の整備

(i) 反社会的勢力との関係遮断

- ・ 反社会的勢力による被害を防止するための基本方針を定め、反社会的勢力には毅然と対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。

(注) 本事業報告中に記載している数値は、表示単位未満の端数を切り捨てしております（1株当たり情報については表示単位未満を四捨五入）。